

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」の改定について

平成20年2月
経済産業省

1. 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」改定の背景

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(以下「最終処分法」という。)第3条第1項において、経済産業大臣は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、公表することとしている。また、基本方針の改定に当たっては、最終処分法の規定に基づき、あらかじめ原子力委員会(及び必要に応じて原子力安全委員会)の意見を聴かなければならず、また閣議の決定を経なければならない。

現行の基本方針は、平成12年9月29日の閣議決定を経て、翌10月2日に告示として定められており、今般の法改正及び総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会放射性廃棄物小委員会での最新の議論等の状況をふまえ、必要な改正を行うこととする。

2. 基本方針改定(案)のポイント

<今般の法改正に伴う改正点>

最終処分対象として新たに追加された第2種特定放射性廃棄物について、その定義と処分の基本的方向について規定。
処分費用に充てる拠出金の拠出義務を課す事業者として、再処理施設等設置者(国内の再処理事業者及びMOX燃料加工事業者)が追加されたことから、再処理施設等設置者について規定。

今般の法改正により、最終処分事業に係る安全規制について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)に規定されたことを受け、最終処分の実施に関する安全の確保についての記述を改正。

< 最新の状況を考慮した主な改正点 >

(1)序文

最終処分事業の位置づけに係る規定を改正

特定放射性廃棄物の最終処分事業はエネルギー政策全体における最重要課題の一つであり、これまでの原子力発電により既に放射性廃棄物が発生していることから、当該処分事業の必要性・喫緊性について記述を追加。

(2)第5 特定放射性廃棄物の最終処分に係る技術の開発に関する事項

技術開発の連携・協力等について規定を追加

特定放射性廃棄物の最終処分に係る技術開発等の成果は、最終処分事業や国の安全規制において有効に活用されることが重要であることから、国及び関係研究機関は、全体を俯瞰して総合的、計画的かつ効率的に技術開発等を進められるよう連携及び協力することを明記。社会的側面からの研究開発の重要性を明記。

(3)第6 特定放射性廃棄物の最終処分に係る国民の理解の増進のための施策に関する事項

国民との相互理解を深めるため、関係者の役割について明示

最終処分事業は、概要調査地区等の選定に係る関係住民のみならず、原子力発電の便益を受ける国民の理解と協力を得ながら進めていくことが重要であることから、国、原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。） 発電用原子炉設置者等及び関係研究機関が相互に連携することの重要性や、相互理解促進活動におけるそれぞれの役割について明記。

(4)第7 その他特定放射性廃棄物の最終処分に係る重要事項

交付金制度に基づく地域支援措置について明示

最終処分事業を進めていく上では、関係住民との共生関係を築き、あわせて事業が行われる都道府県及び地域の発展、住民福祉の向上につながるということが重要であることから、電源三法交付金制度に基づき、地域振興や住民の利便性の向上の支援等に資する交付金等の、国が行っている地域支援措置について明記。

3. 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」改定の背景

最終処分法第4条第1項において、経済産業大臣は、基本方針に即して、五年ごとに、十年を一期とする特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画（以下「最終処分計画」という。）を定め、公表することとしている。最終処分計画の改定に当たっては、最終処分法の規定に基づき、あらかじめ原子力委員会（及び必要に応じて原子力安全委員会）の意見を聴かなければならず、また閣議の決定を経なければならない。

現行の最終処分計画は平成12年9月29日の閣議決定を経て、翌10月2日に告示として定められ、平成17年には最初の改定が行われた。基本方針と同様、今般の法改正や廃棄物の発生量の最新のデータ等を勘案し、必要な改正を行うこととする。

4. 最終処分計画改定（案）のポイント

< 今般の法改正に伴う改正点 >

第2種特定放射性廃棄物の発生量及びその見込みについての規定を追加。

第2種特定放射性廃棄物の最終処分施設の規模及び能力についての規定を追加。

今般の法改正により、最終処分事業に係る安全規制について、原子炉等規制法に規定されたことを受け、最終処分の実施に関する安全の確保についての記述を改正。

< 最新の状況を考慮した主な改正点 >

(1) 第1 第1種特定放射性廃棄物（高レベル放射性廃棄物）の量及びその見込み



最新のデータに基づく改正

第1種特定放射性廃棄物の量及びその見込みを最新のデータに基づいて改正。

(2) 第3 概要調査地区等の選定期間及び最終処分を行う時期



処分方法について記載。最終処分時期は変更せず、選定期間については現状を踏まえ、見直し。

高レベル放射性廃棄物とTRU廃棄物の処分方法としては、単独処分と併置処分が可能であり、地元の意向等も考慮した上で、機構が今後、決定していくことを記載。

本改正においては、最終処分事業の推進のための取組の強化策を取りまとめたこと等を踏まえ、最終処分の開始時期は変更しないこととする。なお、概要調査地区等の選定期間については、現状を踏まえ、見直しを行うこととする。

